

2018年度  
大学院法学研究科  
学生募集要項

ASAHI  
UNIVERSITY



朝日大学

## 個人情報の取り扱いについて

### 1. 利用目的

出願及び入学手続きにあたってご記入いただいた個人情報は、入学試験に関する事項（出願・選考・合格発表）、学事・学生生活全般・大学内の施設や設備利用に関する管理、連絡及び手続、本人及び保証人（学費支弁者）あてに送付する各種書類の発送やその他の連絡、これらに付随する事項を行うために利用します。

### 2. 取り扱い方針

- (1) ご記入いただいた個人情報は厳重に取り扱われます。また、上記「利用目的」以外にはいっさい利用しません。  
なお、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知又は公表します。
- (2) ご記入いただいた個人情報の取り扱いを外部に委託する場合があります。その場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、適切な管理を実施させます。
- (3) ご記入いただいた個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に提供はいたしません。ただし、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要と判断される場合、その他緊急の必要があり、本人の同意を得ることができない場合、本大学において教育研究や学生支援に必要な情報を提供する場合には、個人情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

# 目 次

## I 学生募集要項

アドミッションポリシー	1
1. 入学試験日程等	1
2. 試験科目・試験時間	1
3. 出願資格	1
4. 出願区分	2
5. 専攻科目	2
6. 出願資格審査	2
7. 出願書類	3
8. 入学検定料	5
9. 受験票	5
10. 選抜方法	6
11. 合格発表	6
12. 入学手続	6
13. 学費等	6

## II 大学の概要

建学の精神	7
大学の目的	7
沿革	8

## III 法学研究科の概要

法学研究科の目的	9
修士課程の概要	9
1. 教育研究上の目的	9
2. カリキュラム	9
3. 修了の要件、学位（ディプロマポリシー）	11
4. 修業年限	11
5. 教職課程	11
6. 修了後の進路	11
修士課程授業科目の紹介	12

IV 本学所定用紙	24
-----------	----



# I 学生募集要項

## ○アドミッションポリシー

法学分野・行政学分野に関する基礎学力又は相当の経歴・経験を有する者で、同分野における幅広い学術研究の推進を目指し、将来、研究者や教育者等としての活躍を志すもの又は企業や行政若しくは法律、税務・会計等の専門的な職業において高次の応用力を発揮し、活躍することを志すものを求めています。

## 1. 入学試験日程等

	募集人員	出願期間	試験日	試験場	合格発表日	入学手続期間
I 期募集	10名	2017年9月11日(月) } 2017年9月22日(金) [締切日必着]	2017年9月30日(土)	朝日大学	2017年10月5日(木)	2017年10月5日(木) } 2017年10月13日(金)
II 期募集		2017年11月20日(月) } 2017年12月1日(金) [締切日必着]	2017年12月9日(土)	朝日大学	2017年12月14日(木)	2017年12月14日(木) } 2017年12月22日(金)
III 期募集		2018年2月12日(月) } 2018年2月23日(金) [締切日必着]	2018年3月3日(土)	朝日大学	2018年3月8日(木)	2018年3月8日(木) } 2018年3月16日(金)

※募集人員には、学内推薦者若干名を含む。

## 2. 試験科目・試験時間

出願区分	10:00~11:30		12:30~
一般	必須	主専攻科目	
	選択	次のいずれかを出願時に選択する。 ○主専攻科目を除く、専攻科目1科目 ○外国語(英語)	
社会人	—		面接

注1: 専攻科目の試験は、六法全書を貸与します。

注2: 外国語(英語)の試験は、英和・和英の辞書の持ち込み可(電子辞書は不可)とします。

## 3. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び2018年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び2018年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2018年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2018年3月までに修了見込みの者
- (5) 日本国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2018年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2018年3月までに授与される見込みの者

- (7) 専修学校の専門課程（修学年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号参照）
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時において22歳に達したもの  
 （※対象者は、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していない者となります。）
- (10) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

#### 4. 出願区分

出願区分	出 願 対 象
一 般	出願資格(1)～(10)のいずれかに該当する者
社 会 人	出願資格(1)～(10)のいずれかに該当する者で、入学時（2018年4月1日現在）において大学卒業後3年以上の者

#### 5. 専攻科目

2018年度に学生を募集する専攻科目は次のとおりです。

**憲法、税法、民事法、商事法、刑事法、国際関係法、基礎法、ADR法**

- ※1 税理士試験において、学位による試験科目免除を受けようとする者は、税法を専攻科目としてください。
- ※2 募集する専攻科目が掲載後に変更となる場合がありますので、出願に関しては、学事二課大学院係まで問い合わせください。

#### 6. 出願資格審査

前記3の出願資格において、(9)及び(10)により出願しようとする者は、次のとおり出願資格審査書類を提出し、出願資格審査（審査料不要）を受けてください。なお、出願資格審査書類が「出願資格審査書類送付用封筒」に入らないときは、書留小包又は宅配便で送付してください。

また、本学所定用紙の指定があるものは、所定の用紙（24ページ以降に添付してあります。）を用いて作成してください。

##### (1) 出願資格審査日時

	審 査 書 類 提 出 期 間	審 査 結 果 発 表
I 期募集	2017年7月31日（月） } 2017年8月11日（金） [締切日必着]	2017年9月8日（金） （本人あてに文書により通知します。）
II 期募集	2017年10月16日（月） } 2017年10月27日（金） [締切日必着]	2017年11月17日（金） （本人あてに文書により通知します。）
III 期募集	2018年1月8日（月） } 2018年1月19日（金） [締切日必着]	2018年2月9日（金） （本人あてに文書により通知します。）

##### (2) 提出書類

- ①出願資格審査申請書（本学所定用紙）
- ②履歴書（本学所定用紙）
- ③研究計画書（本学所定用紙）
- ④最終学歴の成績証明書
- ⑤最終学歴の卒業又は修了（見込）証明書
- ⑥大学を卒業した者と同等以上の学力があることを証明できる書類3部（複製可）

※一例として、研究論文、各種資格取得証明書、活動経験を証明する書類、実務経験を証明する書類等を指します。  
 なお、複製を提出の場合、試験日当日、原本を試験場に持参いただき、審査員の確認を受けていただきます。

- (3) 出願資格審査合格者の出願手続について  
 出願資格審査の結果、合格と判定された者は、本募集要項に従い、出願手続を行ってください。  
 3ページの「7. 出願書類」のうち、②、③及び④については、提出不要です。  
 なお、出願の際には、必ず本学から送付された**出願資格審査結果通知書のコピーを同封**してください。

## 7. 出願書類

出願書類等は、次の注意事項をよく読んだ上で作成し、「出願書類送付用封筒」に一括同封の上、出願期間内に必着するよう書留で郵送してください。

なお、本学所定用紙の指定があるものは、所定の用紙（24ページ以降に添付してあります。）を用いて作成してください。

### (1) 出願書類についての注意

- ①出願書類の年月日については、**全て西暦にて記入**してください。
- ②外国籍の者は、「住民票」に記載の氏名を記入してください。  
 ただし、日本名を登録してある者は、日本名を用いることができますが、その場合は、全ての出願書類を同一の氏名で統一してください。
- ③成績証明書、その他証明書類は、全て出願日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ④出願書類が不備のものは、受け付けられません。
- ⑤**いったん受理した出願書類は、いかなる理由があっても返還しません。**
- ⑥出願書類受理後の主専攻科目等の変更は認めません。
- ⑦受理した出願書類の記載事項について、後日、虚偽の事実が発見された場合は、入学を取り消します。

### (2) 出願書類

出 願 書 類 等	備 考
①入学願書 (所定用紙・様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出願区分欄について（2ページの「4. 出願区分」を参照） 該当するものに○印を付けてください。</li> <li>○主専攻科目欄について（2ページの「5. 専攻科目」を参照） 入学後に研究指導を受けようとする専攻科目を1科目選択し、記入してください。</li> <li>○試験科目欄について 出願区分「一般」の者：必須科目（主専攻科目）と選択科目（必須科目を除く）を各1科目選択し、記入してください。  <b>【必須科目】</b> 憲法、税法、民法（民法法）、民法（民事訴訟法）、商法（商法）、商法（会社法）、刑法（刑法）、刑法（刑事訴訟法）、国際関係法、基礎法、ADR法  <b>【選択科目】</b> 憲法、行政法、税法、民法（民法法）、民法（民事訴訟法）、商法（商法）、商法（会社法）、刑法（刑法）、刑法（刑事政策）、刑法（刑事訴訟法）、労働法、国際関係法、基礎法、医事法、ADR法、外国語（英語）</li> </ul> 出願区分「社会人」の者：記入は不要です。
②履歴書 (所定用紙・様式2)	学歴欄は、高等学校卒業から記入してください。 ただし、「出入国管理及び難民認定法」による在留資格「留学」で入学しようとする者は、小学校入学から記入してください。大学等での研究生として在学歴がある場合は、その期間も記入してください。
③出身大学の 成績証明書	出願日前3か月以内に発行、厳封されたものを提出してください。 ※大学院修了（見込）者は、大学院の成績証明書も併せて提出してください。

④出身大学の卒業証明書	出願日前3か月以内に発行されたものを提出してください。 大学在学中の者は、卒業見込証明書を提出してください。 ※大学院修了（見込）者は、大学院の修了（見込）証明書も併せて提出してください。 ※短期大学又は高等専門学校の特攻科に在籍し、当該専攻科を修了見込であり、かつ、学士の学位の授与を受けようとする者は、修了見込証明書及び学士の学位の授与を申請する予定である旨の短期大学長又は高等専門学校長の証明書を提出してください。
⑤受験票・写真票（所定用紙・様式3）	性別、試験日、出願区分欄の該当するものに○印を付け、指定された写真を貼付してください。
⑥志願理由書（所定用紙・様式4）	必要事項を記入したものを提出してください。

※証明書等の氏名と現在の氏名が異なる出願者は、氏名の変更を証明できる書類（戸籍抄本等）も併せて提出してください。

※以下の書類については、該当する者のみ提出してください。

〔有職者について〕

出願書類等	備考
⑦勤務先の所属長の承諾書（所定用紙・様式5）	勤務先の所属長が必要事項を記入したものを提出してください。

〔「出入国管理及び難民認定法」による在留資格「留学」で入学しようとする者について〕

出願書類等	備考
⑧身元保証書（所定用紙・様式6）	保証人が自筆で記入し、署名・捺印してください。 日本語以外で記入する場合は、日本語訳を必ず添付してください。 また、保証人は該当する次のいずれかの書類を提出してください。 <b>【保証人が日本国内在住の日本人の場合】</b> 住民票 <b>【保証人が日本国内在住の外国人の場合】</b> 住民票 <b>【保証人が日本国外在住者の場合】</b> ア. 公証書（保証人住所、保証人と出願者との関係が記載されたもの） イ. 戸籍謄本（中国の場合、公証所の公証員の証明を受けた居民戸口簿（戸口本）と常住人口登記卡） ※上記ア・イの書類について、日本語以外で記載されている場合は、日本語訳を必ず添付してください。
⑨経費支弁書（所定用紙・様式7）	経費支弁者が自筆で記入し、署名・捺印してください。 日本語以外で記入する場合は、日本語訳を必ず添付してください。 また、経費支弁者は該当する次のいずれかの書類を提出してください。 書類が日本語以外で記載されている場合は、日本語訳を必ず添付してください。 <b>【経費支弁者が日本国内在住者の場合】</b> ア. 印鑑登録証明書（経費支弁書に使用した実印のもの） イ. 経費支弁者の年間所得金額がわかる「市町村県民税課税証明書」又は税務署発行の「納税証明書」（その1）と（その2） <b>【経費支弁者が日本国外在住者の場合】</b> ア. 預金残高証明書 経費支弁者（送金者）本人名義で、2年間の学費や生活費などを支払うことが可能な残高があるものを提出してください。中国の金融機関の場合は、預金残高証明書をとった通帳番号の定期存款存単も提出してください。



	<p>イ. 在職証明書又は職業証明書 経費支弁者（送金者）が会社員の場合には、「在職証明書（会社の住所や電話番号などの連絡先も記入されていること）」を、会社経営者や個人営業者の場合は、「登記簿謄本」など経費支弁者（送金者）と会社名が明記されているものを提出してください。</p> <p>ウ. 給与支払証明書又は納税証明書など 経費支弁者（送金者）本人の過去3年間の個人収入を証明するものを提出してください。</p> <p>エ. 公証書（経費支弁者住所、経費支弁者と出願者との関係が記載されたもの）</p> <p>オ. 戸籍謄本（中国の場合、公証所の公証員の証明を受けた居民戸口簿（戸口本）と常住人口登記卡）</p> <p>※上記エ・オの書類については、経費支弁者が保証人と同一人の場合は、提出不要。</p> <p>【経費支弁者が出願者本人の場合】</p> <p>ア. 預金残高証明書 入学志願者本人名義で、2年間の学費や生活費などを支払うことが可能な残高があるものを提出してください。中国の金融機関の場合は、預金残高証明書をとった通帳番号の定期存款存単も提出してください。</p> <p>イ. 給与支払証明書又は納税証明書など 入学志願者の過去3年間の個人収入を証明するものを提出してください。</p> <p>ウ. 資格外活動許可が確認できるもの 許可を受けている者は、交付を受けた「新たに許可された活動内容」が記載された旅券の該当ページ（証印シール貼付ページ及び顔写真掲載ページ）又は在留カード両面のコピーを提出してください。</p> <p>エ. 奨学金の受給に関する証明書 奨学金の給付を受けている者は、金額と期間が記載されたものを提出してください。</p>
<p>⑩ 日本語能力に関する書類</p>	<p>次のア～ウの試験・検定受験者や日本語学習歴がある者は提出してください。試験・検定に関する書類については、出願日前の直近に受験したものを提出してください。</p> <p>ア. 日本留学試験（日本語）の受験票及び成績通知書のコピー</p> <p>イ. 日本語能力試験〔JLPT〕（2010年からの新試験又は2009年までの旧試験）の受験票、合否結果通知書及び合格者のみに送付される日本語能力認定書のコピー</p> <p>ウ. J. TEST 実用日本語検定（随時試験は除く）の受験票、成績表及び認定証のコピー</p> <p>エ. 本学以外の日本語学習教育機関が発行する学習期間や授業時間数が明記された証明書</p>

## 8. 入学検定料

20,000円

納付方法は次のとおりです。

- (1) 入学願書等の[A]票～[C]票に必要事項を記入し、切り離さずに最寄りの金融機関の窓口へ提出の上、**電信扱い**で振り込んでください。郵便局からの振り込みはできません。
- (2) 払い込み後、[A]票と[B]票を受け取り、[A]票と[B]票に金融機関の収納印があるかを確認し、[B]票は本人が保管してください。
- (3) **いったん納付した入学検定料は、いかなる理由があっても返還しません。**

## 9. 受験票

受験票は、出願書類の確認完了後に郵送します。試験当日は必ず持参してください。

受験票が試験日の2日前になっても届かない場合は、必ず学事二課大学院法学研究科係まで問い合わせてください。

## 10. 選抜方法

出願区分「一般」：筆記試験、面接試験及び成績証明書等により総合的に行います。

出願区分「社会人」：面接試験及び成績証明書等により総合的に行います。

## 11. 合格発表

本人あてに合否結果通知（合格者には合格通知書、不合格者には選抜結果）を郵送すると同時に、合格者には入学手続書類を併せて郵送します。

合否結果通知が入学手続締切日の2日前になっても届かない場合には、学事二課大学院法学研究科係まで問い合わせください。

なお、合否についての問い合わせには一切応じません。

## 12. 入学手続

合格者は、入学手続締切日までに必要な書類の提出及び学費等を納付してください。

なお、入学手続締切日までに入学手続きをしない場合は、入学を辞退したものと扱います。

## 13. 学費等

費 目		納 付 時 期		2 年次納付金	
		入学手続期間内	10月	4月	10月
学 費	入 学 金	200,000円	—	—	—
	授 業 料	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	計	500,000円	300,000円	300,000円	300,000円
諸 納 付 金	学生保障制度維持費	3,500円	—	3,500円	—
	法学会学生会員会費	6,000円	—	—	—
合 計		509,500円	300,000円	303,500円	300,000円

※「出入国管理及び難民認定法」による在留資格「留学」で入学しようとする者で経済的に修学が困難であるものが授業料等の減免を受けようとする場合には、出願書類に必要書類を添付し、所定の期日までに申請しなければなりません。

なお、詳細については、出願に先立ち、学事二課大学院法学研究科係までお問い合わせください。

入学手続き完了後に入学を辞退する場合は、**2018年3月31日（土）午後1時まで**に本学所定の「入学辞退届」で申し出てください（郵送の場合、締切日の消印有効）。また、締切日までに電話等連絡により意思表示を行い、後日に「入学辞退届」を提出した場合も受け付けます。この場合において、入学手続き時に納入された授業料等（入学金を除く。）を返還します。

なお、4月1日以降に入学を取り止める等の申出があった場合には、退学扱いとなり、入学手続きの書類及び授業料等（入学金を含む。）は返還しません。

## Ⅱ 大学の概要

### 建学の精神

本学の建学の精神は、  
国際未来社会を切り開く社会性と創造性、  
そして、人類普遍の人間的知性に富む人間を  
育成することにある。

#### 社会性について

人類共存の理念は、今や地球の資源・環境問題をはじめ高齢化社会に伴う労働問題、先進国の国際経済問題、発展途上国の社会経済問題など、解決すべき諸問題に直面している。これらの課題と取り組み、人類の繁栄と幸福を推進するため、国際性と社会性に富む人間、和を重んずる心豊かな人間を育成する。

#### 創造性について

人類は、科学・技術のめざましい発展により、物質的豊かさを獲得したが、この科学・技術の発展はまた、豊かな人間性の涵養に資するものでなくてはならない。

先端的科学の進歩と豊かな人間性との調和を図るため人類は創造的英知を発揮する必要がある。

本学は、このため自然科学と人文・社会科学、その他芸術との学際的協力により、専門的かつ総合的な教育・研究活動を推進する。

#### 人間的知性について

高度な産業化・情報化の社会を迎えて、人間の生活様式も価値観も激変している。この際、科学・技術の健全な発達を図る反面、技術の独走が警戒される。従って人類普遍の理念としての人間性の発揚を志し、自己を確立し、人権と自由を尊重する調和ある国際未来社会を建設する必要のため、新しい人間的知性の涵養を企図するものである。

### 大学の目的

朝日大学は、教育基本法並びに学校教育法の趣旨を尊重してその条項に従い、一般教養及び専門学術の理論並びにその応用を教育研究し、知的、道徳的教養をもつ有為の人材を育成するとともに、広く知識を世界にもとめ、教育、学術研究の国際交流をはかり、高度の教育目的を達成し、学術、文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

# 沿革

- 1971年2月 ■学校法人岐阜歯科大学設立認可
- 1971年4月 ■岐阜歯科大学を開設
- 1971年5月 ■岐阜歯科大学附属病院を開設
- 1973年4月 ■岐阜歯科大学附属歯科衛生士学校を開設  
岐阜市内にある村上外科病院が本学に寄附され、本学附属村上記念病院となる
- 1973年11月 ■ニューヨーク州立大学バッファロー校歯学部（アメリカ）と姉妹校協定を締結
- 1977年3月 ■附属歯科衛生士学校が専修学校として認可
- 1977年4月 ■大学院歯学研究科を開設（歯学専攻博士課程）  
附属歯科衛生士学校の名称を附属歯科衛生士専門学校に改める
- 1979年7月 ■岐阜歯科大学歯科臨床研究所附属歯科診療所を開設
- 1981年10月 ■10周年記念館完成
- 1982年4月 ■オカンボ記念大学歯学部（フィリピン）と姉妹校協定を締結
- 1982年6月 ■中山医学大学（台湾）と姉妹校協定を締結
- 1984年9月 ■附属村上記念病院を新築移転
- 1984年11月 ■北京大学口腔医学院と姉妹校協定を締結
- 1985年4月 ■経営学部経営学科を開設  
法人の名称を学校法人朝日大学に、大学の名称を朝日大学に、附属歯科衛生士専門学校の名称を朝日大学  
歯科衛生士専門学校に改める
- 1987年4月 ■法学部法学科を開設
- 1988年5月 ■明海大学と姉妹校協定を締結
- 1989年4月 ■経営学部経営学科及び法学部法学科に教職課程（正規の課程・聴講生の課程）を併設
- 1990年10月 ■フンボルト大学歯学部（ドイツ）と学術文化協力協定を締結
- 1991年4月 ■経営学部情報管理学科を開設  
同学科に教職課程（正規の課程・聴講生の課程）を併設
- 1992年4月 ■大学院法学研究科を開設（法学専攻、博士前期（修士）課程）  
同研究科に教職課程を併設
- 1992年7月 ■カリフォルニア大学ロサンゼルス校歯学部（アメリカ）と文化学術交流協定を締結
- 1993年6月 ■メキシコ州立自治大学（メキシコ）と姉妹校協定を締結
- 1994年4月 ■大学院法学研究科に博士後期（博士）課程を開設
- 1995年4月 ■大学院経営学研究科を開設（情報管理学専攻、博士前期（修士）課程）  
同研究科に教職課程を併設
- 1997年4月 ■大学院経営学研究科に博士後期（博士）課程を開設
- 1997年10月 ■朝日大学名古屋サテライトを設置  
基礎教育センターを設置  
ケベック大学モントリオール校（カナダ）と一般合意協定を締結
- 2001年4月 ■留学生別科を開設
- 2001年7月 ■第四軍医大学（中国）と姉妹校協定を締結
- 2002年4月 ■経営学部ビジネス企画学科を開設  
同学科に教職課程（正規の課程・聴講生の課程）を併設
- 2006年5月 ■トゥルク大学歯学部（フィンランド）と文化学術交流協定を締結
- 2007年4月 ■朝日大学歯科臨床研究所附属歯科診療所を朝日大学附属病院に統合し、朝日大学歯学部附属病院PDI岐阜  
歯科診療所に改める
- 2008年4月 ■シエナ大学歯学部（イタリア）と交流協定を締結
- 2009年6月 ■岐阜県弁護士会と学術交流協定を締結
- 2010年2月 ■国立大学法人三重大学と包括的連携協定を締結
- 2011年1月 ■大学院法学研究科・経営学研究科と岐阜経済大学大学院経営学研究科、東海学院大学大学院人間関係学研  
究科及び岐阜聖徳学園大学大学院国際文化研究科・経済情報研究科との間で単位互換協定を締結
- 2011年3月 ■基礎教育センターを廃止
- 2012年4月 ■経営学部情報管理学科の名称を経営学部経営情報学科に改める
- 2013年4月 ■村上記念病院西館増築・総合健診センターを移転
- 2014年4月 ■保健医療学部看護学科を開設  
経営学部経営情報学科の学生募集を停止  
大学院法学研究科博士後期課程（法学専攻）の学生募集を停止し、同研究科の課程名称を博士前期から修士  
に改める  
大学院経営学研究科博士後期課程（情報管理学専攻）の学生募集を停止し、同研究科の課程名称を博士前期  
から修士に、併せて、同研究科の専攻名称を情報管理学から経営学に改める
- 2015年3月 ■朝日大学名古屋サテライトを閉鎖  
ウェスタンケープ大学歯学部（南アフリカ共和国）と学術交流協定を締結
- 2015年7月 ■北京外国語大学（中国）と学術交流協定を締結
- 2015年9月 ■テキサス大学サンアントニオ校ヘルスサイエンスセンター歯学部（アメリカ）と学術交流協定を締結
- 2015年10月 ■タフツ大学歯学部（アメリカ）と学術交流協定を締結
- 2016年4月 ■テキサス大学サンアントニオ校ヘルスサイエンスセンター看護学部（アメリカ）と学術交流に関する覚書  
を締結  
アラバマ大学バーミングハム校歯学部（アメリカ）と文化学術交流協定を締結
- 2016年5月 ■名桜大学と学術交流及び連携に関する包括協定を締結  
国立勤益科技大學（台湾）と学術交流に関する覚書を締結
- 2017年4月 ■保健医療学部健康スポーツ科学科を開設  
同学科に教職課程を併設  
経営学部ビジネス企画学科の学生募集を停止

# Ⅲ 法学研究科の概要

## 法学研究科の目的

法学研究科においては、研究者の養成、高度で専門的な業務に従事する人材の養成等を目指し、教育・研究を行っています。

また、本学卒業生はもちろんのこと、他大学卒業生や社会人も広く受け入れています。

## 修士課程の概要

### 1. 教育研究上の目的

本課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、法学分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的としています。

### 2. カリキュラム

#### カリキュラムポリシー

修士課程が定める「教育研究上の目的」に基づき、本課程の教育課程は、高度な専門知識を有する研究者・職業人に必要な基本的能力や問題解決方法を修得させるべく、法律学及び政治・行政学の専門領域にかかわる専攻科目、指導教員による一貫した研究指導と論文指導を受ける演習科目、社会人学生に対応した課題研究科目、公法学及び私法学を網羅的にオムニバス形式で展開する総合科目、会計領域の専門的知識を修得するための他大学院開設の関連科目、専門領域の学識経験者からの講義を想定した特別科目を編成し、実施しています。

#### (1) 修士課程の専攻科目、授業科目及び単位数

		授 業 科 目	単位数	授業を行う年次	履 修 方 法
専 攻 科 目	憲 法	憲 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	次の各号に掲げる単位を含む30単位以上を修得しなければならない。 (1) 研究指導を受ける専攻科目の特殊講義4単位 (2) 演習科目8単位
		憲 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
	行 政 法	行 政 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	
		行 政 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
	民 事 法	民事法（財産法）特殊講義 A	2	1・2	
		民事法（財産法）特殊講義 B	2	1・2	
		民事法（家族法）特殊講義 A	2	1・2	
		民事法（家族法）特殊講義 B	2	1・2	
		民事訴訟法特殊講義 A	2	1・2	
		民事訴訟法特殊講義 B	2	1・2	
	商 事 法	商 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	
		商 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
		会 社 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	
		会 社 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
	刑 事 法	刑 法 特 殊 講 義 A	2	1・2	
		刑 法 特 殊 講 義 B	2	1・2	
刑事政策特殊講義 A		2	1・2		
刑事政策特殊講義 B		2	1・2		
刑事訴訟法特殊講義 A		2	1・2		
刑事訴訟法特殊講義 B		2	1・2		

労働法	労働法特殊講義 A	2	1・2
	労働法特殊講義 B	2	1・2
税法	税法(所得税法)特殊講義 A	2	1・2
	税法(所得税法)特殊講義 B	2	1・2
	税法(法人税法)特殊講義 A	2	1・2
	税法(法人税法)特殊講義 B	2	1・2
国際関係法	国際関係法特殊講義 A	2	1・2
	国際関係法特殊講義 B	2	1・2
基礎法	法哲学特殊講義 A	2	1・2
	法哲学特殊講義 B	2	1・2
政治・行政学	政治・行政学特殊講義 A	2	1・2
	政治・行政学特殊講義 B	2	1・2
医事法	医事法特殊講義 A	2	1・2
	医事法特殊講義 B	2	1・2
ADR法	ADR法特殊講義 A	2	1・2
	ADR法特殊講義 B	2	1・2
経済法・消費者法	経済法・消費者法特殊講義 A	2	1・2
	経済法・消費者法特殊講義 B	2	1・2
演習科目	演習 I A	2	1
	演習 I B	2	1
	演習 II A	2	2
	演習 II B	2	2
課題研究科目	課題研究 I	2	1・2
	課題研究 II	2	1・2
総合科目	公法総合特殊講義 A	2	1・2
	公法総合特殊講義 B	2	1・2
	私法総合特殊講義 A	2	1・2
	私法総合特殊講義 B	2	1・2
特別科目	特別講義	2	1・2
関連科目	会計学特殊講義 A	2	1・2
	会計学特殊講義 B	2	1・2

(2) 専攻科目及び指導教員

学生は、専攻科目の中から研究指導を受けようとする科目（主専攻）を1科目選択し、主専攻の担当教員が指導教員となります。

専攻科目は、憲法、行政法、民事法、商事法、刑事法、労働法、税法、国際関係法、基礎法、政治・行政学、医事法、ADR法、経済法・消費者法ですが、2018年度に学生を募集する専攻科目については、2ページをご覧ください。

(3) 他大学大学院研究科授業科目の履修について

本研究科は、岐阜経済大学大学院経営学研究科、東海学院大学大学院人間関係学研究科及び岐阜聖徳学園大学大学院国際文化研究科・経済情報研究科との間で単位互換を実施しており、一定の条件のもとで、これらの研究科の授業科目の履修を認め、修得した単位について、研究科委員会において有益と認める場合には本課程の修了要件単位に算入することができます。

### 3. 修了の要件、学位（ディプロマポリシー）

本課程は、教育目的に基づき、課程修了時に主専攻科目分野についての高い学識及び応用力並びに基礎的研究能力を身に付けていることを到達目標に掲げています。

[修了の要件、学位]

修士課程の修了の要件は、本課程に2年以上在学し、研究指導を受ける専攻科目の特殊講義4単位、演習科目8単位を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文（特定の課題についての研究成果を含む。）を提出してその審査及び最終試験に合格することとしています。

本課程を修了した者に対しては、修士（法学）の学位を授与します。

### 4. 修業年限

2年

※一定の条件を満たす社会人について、職業等に従事しながら履修することができるよう、予め本修業年限を超える年限を定めて修学することができる「**長期履修制度**」を実施しています。

なお、詳細については、出願に先立ち、学事二課大学院法学研究科係までお問い合わせください。

### 5. 教職課程

本課程に教職課程を併設しており、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）の所有者は、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、本課程を修了することで、教科に関する高度な専門性を修得しつつ、中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（公民）を取得する資格が得られます。

### 6. 修了後の進路

本課程修了後は、高度な専門性及び研究遂行能力を発揮し、法曹界、公務員上級職、公認会計士、税理士、民間企業等多岐にわたる方面で活躍することを目指します。

なお、税理士試験合格者を多数輩出しております。

## 修士課程授業科目の紹介

各授業科目の講義概要は次のとおりです。なお、ここに紹介する内容は2017年度のものであるため、入学時には変更となることがあります。

### 憲法特殊講義 A

下 條 芳 明

日本国憲法が昭和21（1946）年11月3日に公布されてから、すでに70年を経ようとしている。第2次世界大戦後の日本は、日本国憲法の下で、経済的繁栄とともに、人権の保障と福祉の達成を大きく享受してきたといえるだろう。だが、その反面、この憲法に対して、現代社会一般の重要な変化に十分対応できていないとか、日本の伝統や文化に十分な配慮を示していないという批判も強い。

本講義では、こうした日本国憲法をめぐる問題状況を前提にして、「日本国憲法」とはいったい何なのかを改めて考えてみたい。日本国憲法の基盤にある近代立憲主義の意味を学習した上で、日本国憲法の成立、憲法の民主主義、象徴天皇制、国会と内閣の仕組み、国際平和と第9条といった項目の考察を通じて、日本国憲法の基本的特徴とその問題点を解明したい。

### 憲法特殊講義 B

下 條 芳 明

日本国憲法が昭和21（1946）年11月3日に公布されてから、すでに70年を経ようとしている。第2次世界大戦後の日本は、日本国憲法の下で、経済的繁栄とともに、人権の保障と福祉の達成を大きく享受してきたといえるだろう。だが、その反面、この憲法に対して、現代社会の重要な変化に十分対応できていないとか、日本固有の伝統や文化に十分な配慮を示していないという批判も強い。本講義では、こうした日本国憲法をめぐる問題状況を前提にして、「日本国憲法」とはいったい何なのかを改めて考えてみたい。

前学期の「憲法特殊講義A」を踏まえて、西洋のキリスト教文化圏に誕生した人権概念の意味、その可能性と限界について検討した上で、日本国憲法の人権保障をめぐる諸問題に関して、判例の分析を通じて具体的に考察する。

### 演習 I A・I B

下 條 芳 明

本演習では、修士論文の執筆の基礎となる知識と技法を身につけるために、憲法学及び比較憲法学の諸問題に関して、テーマの設定、資料収集、論文の構想と構成、論点の抽出などに関する指導を行う。研究対象は、日本国憲法に限らず、明治憲法、世界各国の憲法、憲法理論、近代憲法史にかかわるすべての問題にわたる。各自が設定した研究テーマに従って、関連する判決や学説などを十分検討した上で、その成果を報告し、最終的にはレポート（ゼミ論）としてまとめる。

### 演習 II A

下 條 芳 明

本演習では、修士論文の作成指導を行う。受講者が設定したテーマに関する国内外の文献を読み進めて、7月までに「修論要旨」を提出することとする。

### 演習 II B

下 條 芳 明

本演習では、修士論文の作成指導を行う。毎回、具体的な論文執筆指導、討議を繰り返し、10月頃までにある程度の目途を付けることを目標とする。

### 行政法特殊講義 A

高 梨 文 彦

行政活動は、私人によっては果たされ難い公共的課題の解決を目的として行なわれる（べき）ものであり、その意味で行政は代行者に過ぎない。とはいえ、その公共的課題が複雑化した今日では、行政は当該課題の（適切な）解決を期待できる唯一の主体で（あるはずで）あって、いわゆる「法律による行政の原理」もその専門性の前には形骸化せざるを得ない。

では、その専門性への信頼が著しく揺らいだとすれば…？ 主権者たる国民が是非とも握っておかなければならないのは、行政による意思決定の事前のプロセスをチェックする手立て、そして、行政による意思決定を事後に総合的にチェックする手立てであろう。前学期の特殊講義Aでは、意思決定の事前手続（広義の行政手続法）について検討し、さらに行政による政策決定過程への私人の参加手続も視野に収めて、行政活動全般の手続的統制の輪郭を掴みたい。



## 行政法特殊講義 B

高 梨 文 彦

行政活動は、私人によっては果たされ難い公共的課題の解決を目的として行なわれる（べき）ものであり、その意味で行政は代行者に過ぎない。とはいえ、その公共的課題が複雑化した今日では、行政は当該課題の（適切な）解決を期待できる唯一の主体で（あるはずで）あって、いわゆる「法律による行政の原理」もその専門性の前には形骸化せざるを得ない。

では、その専門性への信頼が著しく揺らいだとすれば…？ 主権者たる国民が是非とも握っておかなければならないのは、行政による意思決定の事前のプロセスをチェックする手立て、そして、行政による意思決定を事後に総合的にチェックする手立てであろう。後学期の特殊講義 B では、行政活動による利益侵害に対する事後的な救済手続について検討し、さらに「法律による行政の原理」の形骸化を前にして司法が果たすべき役割を考える。

## 民事法（財産法）特殊講義 A・B

植 木 哲

現代損害賠償法の基本問題を講義する。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を明らかにした上で、契約法及び不法行為法に関する講義を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で、現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等である。もちろん、この他の項目についても学生が興味があれば、それも順次取り上げることにする。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論する必要がある。講義・演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。また、社会人においては、自己の仕事のスキルを高めるとともに、法的観点から自己の仕事の再点検を行い、新たな観点から自己の仕事を見直す縁としたい。

## 演習 I A・I B

植 木 哲

現代損害賠償法の基本問題について演習を行う。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を理解した後で、契約法及び不法行為法に関する演習を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で、現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等を取り上げる。この他の問題であっても参加者の希望を聞いて取り上げる。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論することを義務付けられる。演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。とくに後者においては、自己の仕事内容をより深く分析・研究し、その方面でのエキスパートに成れるように指導したい。

## 演習 II A・II B

植 木 哲

現代損害賠償法の基本問題について演習を行う。このためには、民法全般の理解が必要であるが、なかんずく民法総則・債権法の理解が不可欠である。このため、まず市民法・民法の構造を理解した後で、契約法及び不法行為法に関する演習を集中的に行う。

このような基本的な理解の上で現代損害賠償法に関する具体的な問題を取り上げる。具体的には、PL法、医事法、消費者法、公害法・環境法、災害法・国家賠償法等を取り上げる。この他の問題であっても良い。

参加者は関連する判例を収集し、読み込む、積極的に議論することを義務付けられる。演習には、学生の積極的参加が求められるとともに、それぞれの分野において事故現場を訪れ、また、多くの裁判を傍聴する。また、外国法についても関心があれば、学生と一緒に読みたい。

このため、参加者は通常の学生のみならず、留学生や多数の公務員・社会人の積極的参加を期待している。

2年次の特徴は、1年次の成果を基にして修士論文の作成にある。このため、論文の書き方を徹底的に指導する。

## 民事訴訟法特殊講義 A・B

平 田 勇 人

民事訴訟法は民事紛争を解決するための手続法である。そして、それは円環的構造を持つといわれるように、民事訴訟手続のどの部分にも、訴訟の全体が関係しており、個々の部分だけ学習しても、法体系の構造を把握することはできない。この講義では、民事訴訟法の円環的構造の理解を獲得することを目的とする。法学部出身でない学生（社会人・留学生を含む）にも配慮して、入門的知識から高度な知識まで段階的に手続構造を理解してもらう。

## 演習 I A・I B

平 田 勇 人

民事訴訟法は平成10年に抜本的な大改正を経験し、従来の訴訟理論だけでなく、新法により導入された制度の理解など、論点は多岐にわたる。「民事訴訟法演習」（1年次）では、新民事訴訟手続全体を理解しつつ、具体的問題に関する各自の研究を通して、修士論文を完成するために必要な事案分析能力、法的価値判断能力、さらには論理的思考能力を養成することを目標とする。

メインの民事訴訟法だけでなく、国際民事訴訟、裁判外紛争処理（ADR）、民事執行、民事保全、倒産処理手続、知的財産権紛争とADRの範囲内で各自がテーマを選択して、選択分野の論文・判例を収集して分析・検討した上で、順次報告をして受講者全員で討論する。なお、修士論文のテーマの選択については、担当者が受講者と面談の上で決定する。各回ごとに報告者が選択したテーマに関連した判例や論文を中心素材として報告するが、1年次は選択したテーマに固執することなく、近時の民事手続をめぐる問題状況の変化に応じて柔軟に対応するようにしてほしい。そして、2年次には、修士論文執筆に着手できるように戦略的な学習をしてほしい。

## 演習 II A・II B

平 田 勇 人

民事訴訟法は平成10年に抜本的な大改正を経験し、従来の訴訟理論だけでなく、新法により導入された制度の理解など、論点は多岐にわたる。「民事訴訟法演習」（2年次）では、新民事訴訟手続全体の理解を前提にしつつ、1年次で選択した仮タイトルについて、収集し、報告してきた実績を元に、担当者が受講者と面談の上で本テーマを決定する。

2年次では特に、修士論文の完成に向けて論文提出のスケジュールを確認して予定を立ててもらう。そして、修士論文のテーマに関する内外の文献・資料を引き続き収集するとともに、先行研究の精査・分析を徹底的に行い、毎回報告してもらう。

受講生が選択したテーマに関する先行研究の精査・分析を通して、独自の知見を報告してもらう。そして、なるべく早い段階で、修士論文の骨子を組み立て、素案の作成に着手してもらいたい。修士論文執筆には戦略的な学習が不可欠なので、論文を本格的に執筆する前段階でしっかりと基礎固めしてほしい。毎回の演習を通して、論文の完成に向けて、担当者の指示に従って見直し・調整を図りながら執筆してもらいたい。

## 商法特殊講義 A

宮 島 司

企業に関する法の総則及び企業の取引活動に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は商法第1編総則及び第2編商行為第1章総則を主たる対象とするが、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。

学部の講義で必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な専門的知識を習得させる。また、具体的な紛争解決の能力を養うために判例、事例の研究を取り入れる。

企業に関する法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方を身につけることが期待される。この法分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比べながら進める。

なお、授業参加者に商法未習者がいる場合には、講義計画に若干の変更を加えて基礎的知識の正確な習得をさせる。

## 商法特殊講義 B

宮 島 司

企業に関する法の総則及び企業の取引活動に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は商法第2編商行為第3章以下、及び手形・小切手法を主たる対象とするが、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。

学部の講義で必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な専門的知識を習得させる。また、具体的な紛争解決の能力を養うために判例、事例の研

究を取り入れる。

企業に関する法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方を身につけることが期待される。また、手形小切手法を研究することにより、民法総則及び契約法等のより深い理解に役立つ。

なお、授業参加者に商法未習者がいる場合には、講義計画に若干の変更を加えて基礎的知識の正確な習得をさせる。

### 演習ⅠA（商法）

宮 島 司

わが国の企業に関する法の総論及び企業の取引活動に関する法の総則の研究並びに修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第1編総則、及び第2編商行為中の第1章総則を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、まず法学論文・修士論文の意義、テーマの決め方、判例・文献資料収集の方法、執筆上の作法等を理解させる。同時に、あらかじめ提出させた研究計画書における指導学生各自の研究目標(研究テーマたるを必要としない。問題意識程度の漠然としたものでも可)にかかる文献資料を収集、分析させる。

### 演習ⅠB（商法）

宮 島 司

わが国の企業に関する法の総論及び企業の取引活動に関する法の主要部分の研究並びに修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第1編総則、及び第2編商行為中の第1章総則を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、手形・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例の研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけることが期待される。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、引き続き、指導学生各自の研究目標にかかる判例・文献資料を網羅的に収集、分析させる。そこから具体的問題をできるだけ多く抽出、検討させて、問題の解決を図らせる。この作業を重ねることで修士論文の研究テーマを固めさせる。同時に研究テーマに関する理論的基本文献を、できれば外国文献を選定、研究させる。

### 演習ⅡA（商法）

宮 島 司

わが国の企業取引活動に関する法の主要部分の研究と修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第2編商行為を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、手形・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、指導学生各自の研究目標にかかる文献資料から、さらに網羅的に具体的問題を抽出させ、その解決について検討させる。同時に各具体的問題解決の根拠に法律学的意義づけをさせる。さらに問題解決のすべてに通じる理論を研究させる。各自の研究テーマに関する理論的基本文献の研究をする。

### 演習ⅡB（商法）

宮 島 司

わが国の企業取引活動に関する法及び有価証券に関する法の研究並びに修士論文作成の指導を行う。実定法上は、商法第2編商行為及び手形法・小切手法を主たる対象とするが、必要に応じて会社法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。企業に関する法は企業を巡る多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるし、なかでも手形法、小切手法は体系的論理の一貫性・整合性を特に重視するとともに、具体的妥当性を常に必要とするものであるから、これらの法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせた

い。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、すべての具体的問題の解決の法的根拠が相互に矛盾なく、論理必然的な関連性を持って研究テーマのもとにまとまるように構成させる。論文作成上の作法、技術的決まりをまもり、殊に先学の思想や業績等の冒用のないよう注意させる。

### 会社法特殊講義 A・B

宮 島 司

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分について詳説する。実定法上は、平成17年新会社法及び平成26年改正会社法を主たる対象とするが、必要に応じて商法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の会社関係法令も取り扱う。

学部の講義では必ずしも十分に論じることができないところまで検討することにより、授業参加者に複雑な問題の解決に必要な高度の専門知識を習得させる。学説、判例はもとより、実務、立法の動向についても説明する。ことに判例は具体的な紛争解決の能力を養うためにできるだけ多く取り上げたい。

会社法は企業をめぐる多数の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を学ぶことによって、合理的で均衡のとれた法的考え方も身につけることが期待される。

### 演習 I A (会社法)

宮 島 司

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成18年に施行された会社法及び平成26年改正会社法を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、まず法学論文・修士論文の意義、テーマの決め方、判例・文献資料収集の方法、執筆上の作法等を理解させる。同時に、あらかじめ提出させた研究計画書における指導学生各自の研究目標(研究テーマたるを必要としない。問題意識程度の漠然としたものでも可)にかかる文献資料を収集、分析させる。

### 演習 I B (会社法)

宮 島 司

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成18年に施行された会社法及び平成26年改正会社法を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、引き続き、指導学生各自の研究目標にかかる判例・文献資料を網羅的に収集、分析させる。そこから具体的問題をできるだけ多く抽出、検討させて、問題の解決を図らせる。この作業を重ねることで修士論文の研究テーマを固めさせる。同時に研究テーマに関する理論的基本文献を、できれば外国文献を選定、研究させる。

### 演習 II A (会社法)

宮 島 司

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成18年に施行された会社法及び平成26年改正会社法を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成の指導は、指導学生各自の研究目標にかかる文献資料から、さらに網羅的に具体的問題を抽出させ、その解決について検討させる。同時に各具体的問題解決の根拠に法律学的意義づけをさせる。さらに問題解決のすべてに通じる理論を研究させる。各自の研究テーマに関する理論的基本文献を研究する。

## 演習ⅡB（会社法）

宮島 司

わが国の企業を中心をなす会社の設立・組織・運営・管理に関する法の主要部分の研究及び修士論文作成の指導を行う。実定法上は、平成18年に施行された会社法及び平成26年改正会社法を主たる対象とするが、必要に応じて商法、手形法・小切手法、金融商品取引法、独占禁止法、その他の企業関係法令も取り扱う。具体的な紛争解決の力を養うために、できるだけ多くの判例・事例研究を取り入れる。授業参加者の活発な議論を促し、説得力のある理論を展開できるように導きたい。会社法は企業をめぐる多数個体間の経済的利害関係の合理的調整を図るものであるから、この法を研究することによって合理的で均衡のとれた考え方を身につけさせたい。この分野の基礎にある民法の規定や理論を常に確かめ比較しながら進める。

修士論文作成指導は、すべての具体的問題の解決の法的根拠が相互に矛盾なく、論理必然的な連関性を持って研究テーマのもとにまとまるように構成させる。論文作成上の作法、技術的決まりをまもり、殊に先学の思想や業績等の冒用のないように注意させる。

## 刑法特殊講義A・B

大野 正博

刑法とは、犯罪と刑罰に関する法であり、刑法学は、この「刑法」を対象とする法律学である。刑法学では、「現にある法（lege lata）」だけでなく、「あるべき法（lege ferenda）」を論じることも含まれるため、理論的一貫性を追求する体系的思考を習得するだけでなく、結論の具体的妥当性に配慮する問題的思考を両立するバランス感覚を身につけなければならない。

本講義では、刑法理論上の重要論点につき、深く掘り下げた検討を行うのと同時に、現在、理論刑法学が直面する最新課題の解明についても検討を加える予定である。具体的には、事前に資料等を配布するため、しっかりと予習してきた上で、担当教員との議論のなかから、問題の所在の発見とその解決方法を見出すという方式で講義を展開する。

## 演習ⅠA・ⅠB（刑法）

大野 正博

本演習においては、刑法における重要論点につき、比較的近年の判例を網羅的に研究し、それに関する学説の対立を検討するなかで、受講生自身が資料収集・整理方法を身につけてもらえるよう丁寧に指導していく。年度内中に修士論文のテーマを選定するよう努力してもらいたい。

## 演習ⅡA・ⅡB（刑法）

大野 正博

本演習においては、修士論文完成に向け、テーマに関する国内外の文献を収集・整理してもらうのと同時に、これを分析した上で、報告してもらう。

## 刑事訴訟法特殊講義A・B

大野 正博

裁判員制度、公的弁護制度、被害者参加制度など、従来の刑事手続の在り方に大きな変革を齎す新たな制度が導入されたことにより、刑事裁判を巡る制度と学問は今、大変な激動期を迎えているといえよう。しかし、このような「時代の変わり目」は、学問研究をなすタイミングとしては絶好の時期といえるため、刑事司法手続が今後、如何なる形で発展していくかという進行形の問題を受講者とともに検討し、その過程を通じて「価値の多元化時代」に各自の見解を示せる能力を身につけてもらいたい。

最初に総論として、刑事訴訟法の意義・歴史等に触れ、その後は刑事手続の全体的な流れを概括的に把握できる講義を行う予定である。そのなかで、刑事手続の骨格部分を重点的に取り上げながら、刑事訴訟法の各規定の解釈論・判例法理等を通じ、刑事手続に関する基礎的な知識を体系的に修得できるよう相互方向での講義を展開していきたい。そのため、受講者は、必ず予習して講義に臨むこと。なお、受講者の要望があれば、刑事手続に関する英米の文献も輪読したいと考えている。

## 演習ⅠA・ⅠB（刑事訴訟法）

大野 正博

本演習においては、刑事訴訟法における重要論点につき、判例を網羅的に研究し、それに関する学説の対立を検討するなかで、受講生自身が資料収集・整理方法を身につけてもらえるよう丁寧に指導していく。年度内中に修士論文のテーマを選定するよう努力してもらいたい。

## 演習ⅡA・ⅡB（刑事訴訟法）

大野 正博

本演習においては、修士論文完成に向け、テーマに関する国内外の文献を収集・整理してもらうのと同時に、これを分析した上で、報告をしてもらう。

## 刑事政策特殊講義 A・B

宮坂果麻理

私たちが安心して日常生活を送るためには、社会秩序が維持され、安定していなければならない。そのため、社会秩序を乱し、脅威を与えるような行為は、犯罪として防止していく必要がある。

刑事政策とは、犯罪や非行の予防・防止を通じ、社会秩序の維持・安定を図るために行われる国家、または地方公共団体の施策全体を指す。このような刑事政策を対象とする学問を「刑事政策学」という。その中核となる「犯罪や非行の予防・防止」の目的を達成するためには、その前提として、犯罪現象を科学的に認識し、分析することにより、犯罪原因を解明しなければならない。これを「犯罪学」という。「刑事政策学」が学問として成立するためには、「犯罪学」の成果を踏まえた上で、「犯罪や非行の予防・防止」するためには如何なる施策が必要であるか、それは実現可能かどうか、有効であるかどうかを科学的に明らかにしていかなければならない。

本講義においては、前学期に刑事政策の基礎、犯罪の対策について講義し、後学期に個別犯罪とその対策について講義する。

## 労働法特殊講義 A・B

初山錚吾

労働基準法の全体像を把握することができるようにする。

講義は、労働基準法の条文毎の問題点を指摘し、検討するものとなる。

## 演習 I A・I B・II A・II B

初山錚吾

当演習を履修するに際しては、学生は、「知は力なり」との格言のみならず、「志は力なり」との格言にも留意し続けてほしい。バラバラな知はその場限りの屁理屈であることが多い。志により統合された知は、人をして得心せしめる力を発揮する。

労働法学は、実定法とそれに関する裁判所による法律の解釈・適用を研究するばかりでなく、現実の労働社会に妥当すべき法を探究し、それを政策の姿にして具体的に示すことをその任務としている。

泳げない人を泳げるようにするためには、水の中に入れなければならない。公務員は争議行為をすることができるのか。この問題に挑戦してもらおう。極めてハードな演習なので心得ておくこと。扱う判例のすべてを各自において用意しておかなければならない。

## 税法（所得税法）特殊講義 A・B

坂元弘一

税法は通常、何にどう課税するかを定める「租税実体法」と、賦課徴収手続等を定める「租税手続法」に分けて論じられるが、その理解には、民法・商法・行政法等の一般法の知識のほか、簿記・会計学等の知識も必要であり、税法をどのような観点からどう学ぶかは、なかなかむづかしいところである。

この講義は、あくまで法解釈学の立場からの税法を学ぶということで、法人税以外の個々の分野ごとに税法上の特定のテーマ（トピック）を選び、事例を中心に、主要な判例、裁決等を題材として、課税上の問題点及びその背景・考え方等について検討するものである。あくまで何故課税されるか等の理論面の検討が中心であり、具体的な計算（金額の確定）は原則として行わないこととしている。

必要に応じ、実務経験を踏まえた税務行政の現状にふれるとともに、講義においては配付資料を充実し、また、質疑応答の時間を十分とりたいと考えている。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらおうことを前提にしている。

## 税法（法人税法）特殊講義 A・B

坂元弘一

法人税法は、法人所得に対する課税方法を定めたもので、基本的には企業会計上の収益、費用を前提にその税法上の「別段の定め」を設けて所要の調整を行い、所得を算出する際の具体的な計算方法を定めたきわめて技術的な法である。本法はともかく、政令及び租税特別措置法はきわめて複雑多岐にわたり、さらに国際的租税回避行為への対応、最近の会社法の制定、商法、企業会計原則の変更に伴う企業再編税制、連結納税制度の導入等により複雑さをきわめており、しかも、ここ数年、毎年大幅に改正され、その全貌を理解するのはなかなか容易なことではない。

本講義は、判例、裁決等を題材に具体的事例に則して法人税の基本的な考え方につき全体的な理解を深めるとともに、問題点（論点）を抽出し、論文作成に資することを目的としている。また、実務上、何が問題になっているかの理解を深める意味で適宜法人税基本通達、質疑応答事例集等を参照することとする。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらおうことを前提にしている。

## 演習ⅠA・ⅠB

坂元弘一

税法専攻の学生を対象に、税法特殊講義と連動させ、具体的事例（判決・裁決）研究を通じて、税法をより深く理解し、修士論文作成に寄与することを目的として行う。

方法としては、参加者にあらかじめ各事例を割りあて、事実の概要、争点、判旨の概要、評釈がある場合にはその意見の要旨、私見を発表させ、問題点の検討を行う（通常のゼミ方式）。

一定の結論を出すことは、目的ではなく、それぞれの見解について、その論拠、思考過程等を検討し、自己の修士論文の作成の参考資料として事例研究を行うものである。

単なる条文の文理解釈にとどまらず、規定の制定経緯（立法趣旨）等も踏まえて、租税法主義（課税要件法定主義、課税要件明確主義）の観点にたつて、どこまで解釈が評されるのか（税法としての解釈上の限界）を探ることもこの演習の目的の一つである。

なお、前学期（A）、後学期（B）と分かれているが、税法専攻の学生にはA・B通して受講してもらうことを前提にしている。

## 演習ⅡA

坂元弘一

演習ⅠA・ⅠBと基本的には同じであるが、2年次生は論文の作成を目前に控えており、前学期（A）と後学期（B）とでは演習内容を変えて、後学期は、各人の論文のテーマに合わせ、原則としてテーマを同じくする者を組み合わせ、個別に日程調整を行い、事例（判例・裁決）研究を行うこととする。

なお、演習ⅡA・ⅡBは、演習ⅠA・ⅠBを受講している者を対象とする。

個々の事例について、一定の結論を出すことは目的ではなく、事実の概要、争点、判旨の概要、評釈者の意見、私見等をまとめることにより、種々な角度から検討を行い、税法の解釈としてどこまでが許されるのか考えるものである。

## 演習ⅡB

坂元弘一

演習ⅡBは、修士論文作成の時期と重なるので、特に当方でテーマを定めて報告・発表を行うという通常のゼミ形式ではなく、各自のテーマにあわせて、日時も各人別に、自由に事例研究を行うこととしている。

## 国際関係法特殊講義A

杉島正秋

国際社会における国家の力（パワー）や法の機能について検討し、世界的に高い評価を得ているE.H.カー『危機の20年－理想と現実』（Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis*, 1919－1939）を原典と比較しながら一章ずつ読みます。第一次大戦後のいわゆる戦間期、なぜヨーロッパ諸国が第二次大戦を防げなかったのかをテーマに、国際関係に対する現実主義的アプローチと理想主義的アプローチ、国際関係における力、道徳、法の役割などを分析し、新たな国際秩序への展望について考えた著作です。

## 国際関係法特殊講義B

杉島正秋

国際法を学ぶ者は、かならず「法とは何か」について考えさせられることとなります。それは政府に権力が集中している国内社会とは違い、「原始的」あるいは「原子的」と形容され、国家を束ねる世界政府が存在しない国際社会において機能する国際法は、憲法をはじめとする国内法には見られないユニークな性質を持っているためです。この講義では、ハート『法の概念』（H.L.A. Hart, *The Concept of Law*）を原典と比較しながら読みすすめます。法哲学の著作ですが、第10章で国際法を扱っており、国際法の機能を考える上で格好の文献だと考え、選びました。講義では第10章を中心に扱います。

## 演習ⅠA・ⅠB

杉島正秋

この演習は、次のことを目的とする。

- (1) 基本文献の講読を通じて現代国際法の特徴を理解すること。
- (2) 自分が修士論文のテーマとして取り上げる問題を選定すること。
- (3) テーマに関連した文献を収集し、分析、検討、報告すること。
- (4) 論文執筆に関わる基本手法を訓練すること。

## 演習ⅡA・ⅡB

杉島正秋

この演習は、次のことを目的とする。

- (1) 1年次の作業を発展させ、自分が修士論文のテーマとして取り上げる問題についての検討を深める。
- (2) テーマに関連した文献を収集し、分析、検討、報告すること。
- (3) 論文執筆構想を報告し、初稿を10月中に執筆すること。

## 法哲学特殊講義 A

岡 寄 修

日ごろ、法の解釈に携わっている場合には、その作業がどのようなものなのか、あまり明確に意識することはないかもしれません。そこで、法の解釈がどのような知的作業なのかを考えてみることにしましょう。

19世紀のヨーロッパ、とりわけ大陸諸国の法律学に顕著に表れた傾向が、法典化を目指す動きです。日本にも、ドイツ法の継受を通じ、パンデクテン法学の影響が及んでいます。しかし、法典化や概念法学は、必ずしもそれより前の時代の法律学の特徴であったわけではありません。

「法哲学特殊講義 A」では、近代における学問の主流になった経験科学の発展を参考にしながら、法典を前提にした法解釈にはどのような特徴があるのか、また、19世紀の法律学にそうした動きがなぜ顕著になったのかを考えてゆくことにしましょう。

## 法哲学特殊講義 B

岡 寄 修

19世紀末から20世紀初めにかけて、アメリカでは、合理主義に反旗を翻したプラグマティズムという独自の哲学が登場します。そして、このプラグマティズムがオリバー・ウェンデル・ホームズやロスコー・パウンドなどを通じ法律学に影響を及ぼし、ここからさらにリアリズム法学という動きが生まれ、1920-30年代にはこれらが伝統的な法解釈論に対し鋭い批判を展開します。リアリズム法学の急先鋒であったジェローム・フランクは、川島武宣などを通じ、戦後の日本における法解釈論争にも大きな影響を及ぼしています。

「法哲学特殊講義 B」では、アメリカ独自の哲学といわれるプラグマティズムがどのようなものかを探りながら、プラグマティズム法学、リアリズム法学の考え方、並びにフランクの事実認定論について検討します。

## 演習 I A

岡 寄 修

実定法の研究においては、そのほとんどのエネルギーが条文、判例、法理などの解釈に費やされますが、それに先立つものとして、法哲学の演習 I A では、学問の中心に位置する「知識」とは何かを焦点を当て、その問題を探求することにします。

ヨーロッパの近代科学においては、知識とは、例えばリンゴが落ちるのはどのようなメカニズムに拠るのかを仮定し、自然の中にその運動を支配する法則があるはずだと想定しますが、法解釈学における知識は、これとは大きく異なっています。

法律学における知識の問題を考えるには、この近代科学における知識との対比を通して見るのが参考になります。法解釈学で用いる「知識」は、自然のメカニズムを説明すべく仮説を立て、実験を通じその真偽を検証しようとするものではありません。

「引力でリンゴが落下する」という経験科学の知識と、「当事者の合意で法律効果が発生する」という法律学の知識とは、どのように違うのでしょうか。

## 演習 I B

岡 寄 修

演習 I A では、近代科学との対比で法律学における知識の問題に焦点を当てたので、演習 I B では、その知識論を基礎に、20世紀初めのアメリカで独自の哲学を成したプラグマティズムを考察し、さらにそれを法律学において展開した O・W・ホームズ、ロスコー・パウンド、ジョン・デューイ、ジェローム・フランクなどの考え方をその当時の思想史的背景を見据えながら探ることにします。

プラグマティズムとは何なのか、それは何を訴えているのか、その考えを法学に応用すればどうなるのか。これらの考察を通じ、具体的な法律問題の解釈において、そこでは何が問題のポイントであるのかをよりよく把握することを目指します。

## 演習 II A

岡 寄 修

絶対王政を打倒したヨーロッパ近代法は、自由主義を基礎に個人の自由と自律を重視するスタイルを採っています。19世紀には、私法の領域において「物権」と「債権」という財産法の二大法領域が形作られるようになります。民法では、それが完全権利能力、所有権絶対、契約自由の原則として、近代市民法の基礎となっています。

今の時代は、こうしたことが当然の前提として法の解釈が講じられますが、これは農業を基礎とする前近代社会がビジネスの隆盛を背景に登場した近代社会に押し退けられるまで、決して当然のことではありませんでした。

したがって、民法に見られる市民法の基本をよりよく理解するには、それ以前の社会、つまり、前近代の社会がいったいどのような世界であったのかを知っておく必要があります。その違いを知ることにより、近代市民法の基本原則が現れたプロセスをよりよく理解でき、現行法の解釈にもそれを活かすことができるようになります。



## 演習ⅡB

岡 崎 修

演習ⅡAでは、ヨーロッパ近代法の成立とその特徴を見たので、演習ⅡBでは、それを大陸ヨーロッパから採り入れ、150年が経過した日本における活用を欧米社会との比較を通じて見てゆくことにします。

歴史の中での150年は決して長いとは言えません。しかも、日本が明治維新の後にそれまでの律令体制から西洋近代法へと乗り換えた主な理由は、それを日本で活用するためというより、無理やり結ばされた不平等条約の撤廃を目指すことにありました。しかし、近代法を導入すれば、人が時の経過とともにそのうちそれに慣れるとばかりは言えません。

経済学でも、法律学でも、モデルの構築には熱心ですが、社会や人間がそれぞれ違った歴史の中から今に到っている点にはさほど目が向きません。「郷に入っては郷に従え」はもちろんですが、グローバル化と言われる今の時代においては、日本でしか通用しないやり方が次第にその力を失いつつあることにも目を向け、その原因を探る必要があります。

## 医事法特殊講義A・B

植 木 哲

これまで、医事法は、刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本講義は、講義の中心に医事法を据え、その問題点を民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から講義する。そのための法学方法論を開発するので、上述の実体法の授業を持つと同時に、法学概論や法社会学にも関心を持っておくのが望ましい。

講義の中心は、各種医事法的事例の検討にある。受講生は、自分に最も関心のあるテーマを選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

## 演習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB

植 木 哲

これまで、医事法は、刑法学者や民法学者が片手間に講義を行っていた。本演習は、演習の中心に医事法を据え、その問題点を民法・刑法・行政法や社会保障法を統合する観点から考えることにする。そのための法学方法論を開発する必要があるため、上述の実体法に関する演習と同時に、法学概論や法社会学、さらには比較法学にも関心を持つ必要がある。

演習の中心は、各種医事法的事例の検討にある。演習生は、自分に最も関心のあるテーマを選び、それをインターネット等でより深めることを期待する。

医療の実務や実体を加味しながら、医事法という新しい学問を創っていきましょう。皆さんもその過程に参加してみてください。

## ADR法特殊講義A・B

平 田 勇 人

第161回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）が成立し、2004年12月1日に公布された（平成16年法律第151号）。このADR法は、2007年4月1日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第3に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集会所、PLセンター、事業再生実務家協会、そして、医療紛争相談センター等が機能している。このようにADRと一口に言っても多様性があり、本講義においては、ADRの実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生（法学部）との合同模擬調停に参加してもらう。また、ADRに造詣の深い本学教員の全面的なバックアップにより、様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通してADR法の本質をつかんでほしい。

## 演習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB

平 田 勇 人

第161回国会において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）が成立し、2004年12月1日に公布された（平成16年法律第151号）。このADR法は、2007年4月1日に施行されたが、まず司法型として地裁・簡裁・家庭裁判所で調停が行われている。次に、行政機関・行政委員会によるものとしては、公害等調整委員会、国民生活センター紛争解決委員会、労働委員会、紛争調整委員会、労働相談情報センター、建設工事紛争審査会が機能している。第3に民間機関であるが、日本スポーツ仲裁機構を始めとして、日弁連交通事故相談センター、日本商事仲裁協会、日本海運集会所、PLセンター、事業再生実務家協会、そして、医療紛争相談センター等が機能している。このようにADRと一口に言っても多様性が

あり、本講義においては、ADRの実践的な知識を修得してもらうため、平田ゼミ生（法学部）との合同模擬調停に参加してもらう。様々な模擬調停のテーマにチャレンジすることを通して、ADR法に関する修士論文を執筆するための技術を身につけてほしい。

### 公法総合特殊講義 A

### 公法分野担当教員

かつて尾高朝雄博士は『法の究極に在るもの』（有斐閣、1982年）を執筆された際、社会に生起する多岐・複雑な問題を解決するための努力は、特殊化（特殊化した専門の知識と研究）及び一般化（法一般の根本原理の方向へ向けての考察）を要請すると論じられた（同書5ページ以下）。修士論文執筆も例外ではない。法律学や政治学という、とてつもなく広く高い山の登山口に自分が立っていることを自覚し、自分の専攻領域のみならず、関連する法・政治領域にも目配りをしながら、必要な文献や文献を探し出して整理・分析する作業が求められる。この講義では公法分野（憲法、行政法、刑事法、税法、国際法）及び政治・行政学の基本概念と相互の関係を説明した上で、各分野が直面する問題について担当教員がオムニバス形式で解説する。

### 公法総合特殊講義 B

### 公法分野担当教員

公法総合特殊講義 A をふまえ、引き続き公法分野（憲法、行政法、刑事法、税法、国際法）及び政治・行政学の基本問題について担当教員がオムニバス形式で解説する。受講者には、自分が学んでいる専門領域、さらには修士論文として取り組もうとしている課題が他の専門分野とどのような関係にあるのかを見通せるようになることが後半の目的である。受講者には、自分が専攻する領域のみならず、他の法律学・政治学分野、さらには法律学・政治学の枠を超え、哲学、歴史学、社会学、心理学などについても、講義で紹介される文献を積極的に読み、幅広い視座から自分の研究テーマについて考えることができるようになってほしい。各学問領域の「パラダイムシフト」を起こしたような優れた研究業績に接することは、たとえ専門外であっても、自分の研究姿勢を反省し、研究を深める上で大切である。

### 私法総合特殊講義 A

### 私法分野担当教員

修士論文の作成を遂行するためには、自己の専門分野を中心としつつも、関連する法領域に関しても配慮をして、必要な文献や判例を収集、分析、整理する作業が求められる。本講義では、私法分野（民法（財産法・家族法）、商法（商法・会社法）、労働法、民事訴訟法）の指導原理ないし基本概念（理念）を説明し、各法領域の相互関係を明らかにした上で、前学期は主要な判例を素材に、事案の概要、当事者の主張、判決理由の内容の確定、判決への評価などをいかに行うかを実習的に指導して、報告（レポート）のまとめ方の基本を伝授する。

扱う判例は、信義則事件（最判昭和51年5月25日民集30巻4号554頁）をはじめ、各法分野における重要にしてかつ基本的判例を取り上げる予定である。

### 私法総合特殊講義 B

### 私法分野担当教員

本講義では、各法領域における基本判例を紹介した上で、具体的な判決例にあたりながら、判例を論評する際の基本的作法を学ぶ。

この講義では、実際に論文で当該判例を扱う場合を想定して、受講者には、判例（及びその判決）を紹介する際の注意点を学んでもらう（毎回レポートの提出とその添削の形式で行う）。

### 会計学特殊講義 A

### 小 島 信 史

会計は、まず「家計（個人の会計）」、「公会計（国・地方自治体等の会計）」および「企業会計」に大きく分けられ、このうち企業会計は、さらに「営利企業会計」と「非営利企業会計」とに分類される。しかし、通常は、この語を狭義に用い、会計といえば営利企業会計を指す。

会計の学問領域はきわめてひろい。本講では、財務会計、管理会計、監査、税務会計、経営分析、国際会計などの現代会計学の主要な領域について、基本的な論点の考察を行う。考察の手法は、内外の文献を涉猟、検討するというものであるが、可能なかぎり制度や実務の動向にもふれ、実学としての会計学に対する理解を深めていく。

わが国の中小企業向けの会計基準は、もともと、企業活動のグローバル化と国際財務報告基準へのコンバージェンスを背景として相次いで導入された新会計基準がもたらした過重負担の問題を引き金として、その必要性が叫ばれたものである。また、これを策定する際には、つねに中小企業の経理を実効支配している税法との親和性が主要な検討項目のひとつとされている。

平成24年2月に『中小企業の会計に関する基本要領（中間報告）』が公表され、中小企業の会計にかかわる諸問題は一応の決着をみたと言われている。しかし、すべてが解決されたわけではなく、同要領の制定により生じた新たな課題もある。この講義では、変貌著しいわが国制度会計について理解を深め、税務会計の観点から、中小企業会計基準のあるべき姿を考究する。

## IV 本学所定用紙

年月日については、西暦にて記入してください。

### 出願書類

入 学 願 書	様式 1
履 歴 書	様式 2
受 験 票・写 真 票	様式 3
志 願 理 由 書	様式 4
勤務先の所属長の承諾書	様式 5
誓約書・身元保証書	様式 6
経 費 支 弁 書	様式 7

### 出願資格審査用書類

出願資格審査申請書	様式 8
履 歴 書	様式 2
研 究 計 画 書	様式 9


**A**

2018年度  
**朝日大学大学院法学研究科入学願書**

※受験番号

ふりがな			性別	
氏名			男・女	
生年月日(西暦)	年	月	日生	
現住所 (連絡先)	〒		TEL( )	—
出身大学	大学	学部	学科(課程)	
出身年月日	年	月	卒業・卒業見込	
出願資格	(出願資格(1)以外の者は最終出身学校を記入してください。)			
出願区分	— 一般 ・ 社会人			
主専攻科目	必須科目(主専攻科目)		選択科目	
試験科目				

(注1) ※印の箇所は記入しないでください。  
(注2) 記入にあたっては、3ページの「7. 出願書類」  
①入学願書の項を参照してください。

振込金額	¥20000
	

**B** 2018年度 入学検定料振込金領収書

左記のとおり振込金として受取りました。



依頼日	年	月	日
入試区分	大学院法学研究科		
金額	¥20,000		
先方銀行	十六銀行本店 普通預金878889		
受取人	学校法人朝日大学		
依頼人 (志願者) 氏名			

この受領書は本学の領収書にかわるものですから大切に保管してください。(振込人控)

銀行

取 扱 銀 行 切 取 り

**C** 2018年度 入学検定料振込依頼書

科目 普通預金

依頼日	年	月	日	電信扱	手数料	
先方銀行	十六銀行本店		金額	¥20,000		
普通預金	No.878889		振込金額の訂正は無効とする。			
受取人	学校法人朝日大学					
区分	大学院法学研究科					
依頼人 (志願者) 氏名	フリガナ					
住所	TEL ( ) —					



◎取扱銀行へお願い

- ①・②・③へ収納印を押印し、**A**・**B**票は依頼人にお返しください。
- B**・**C**票の太線内の氏名・住所等に記入もれがないかを確認してください。

検印	担当印	受付印

(取扱店保管)



# 履 歴 書

※

ふりがな 氏 名		性 別 男・女	生年月日 (西 曆)	年 月 日生
現住所	〒 TEL ( ) -			
勤務先 住 所	〒 TEL ( ) -			
年 月 (西 曆)	学 歴			
	<small>〔高等学校卒業から(ただし、在留資格「留学」で入学しようとする者は、小学校入学から)記入してください。〕                  〔大学等での研究生として在学歴がある場合は、その期間も記入してください。〕</small>			
年 月 (西 曆)	職 歴			

年 月 日  
上記のとおり相違ありません。

氏 名 Ⓜ

キリトリ線





## 2018年度朝日大学大学院法学研究科 受 験 票

受 験 番 号	※		
ふ り が な 氏 名			
生 年 月 日 (西 曆)	年 月 日生	性別	男・女
試 験 日	I 期募集 2017年 9 月 30 日 (土)		
	II 期募集 2017年 12 月 9 日 (土)		
	III 期募集 2018年 3 月 3 日 (土)		
出 願 区 分	一 般・社 会 人		
主 専 攻 科 目			
試 験 科 目	必須科目(専攻科目)		選択科目

(注1) ※印の箇所は記入しないでください。

(注2) 記入にあたっては、入学願書の記入要領を参照してください。

(注3) 試験開始後30分以上遅刻した者は受験できません。

## 2018年度朝日大学大学院法学研究科 写 真 票

受 験 番 号	※		
ふ り が な 氏 名			
(西曆)	年 月 日生	性別	男・女
出 願 区 分	一 般・社 会 人		
主 専 攻 科 目			
試 験 科 目	必須科目(主専攻科目)		
	選択科目		
	(写真貼付欄) 1. 縦 4 cm×横 3 cm 2. 出願日前 3 か月 以内に撮影 3. 上半身、脱帽、 正面向 4. 写真裏面に氏名 を記入 5. 全面のりづけ		

(注) ※印の箇所は記入しないでください。







## 所属長の承諾書

年 月 日

朝日大学学長 殿

勤務先

職 名

氏 名

印

このたび、下記の者が貴大学大学院法学研究科に入学の際は、就学に支障ないように取り計らうことを承諾します。

## 記

勤務先及び 所属部署	
職 名	
氏 名	



# 誓 約 書

朝 日 大 学 学 長 殿

私は、貴大学院法学研究科に入学を許可されました上は、学則その他諸規則を遵守し、学費・諸納付金を納入することを誓約いたします。万一それに違反した場合は、いかようなご処分を受けましても不服を申し立てません。

年 月 日

署名人



# 身 元 保 証 書

私は、上記の署名人が朝日大学大学院法学研究科外国人留学生として本邦在籍中、責任をもって下記の事項を保証します。

1. 本人が学業に専念するよう監督すること
2. 本人が学費、生活費及び帰国旅費を支払えない時の負担
3. 本人が日本国法令上関係するあらゆる場合の身元引き受け

保 証 人 氏 名	
生年月日(年齢/西暦)	年 月 日 ( 歳)
本 籍 地	
現 住 所	
電 話 番 号	
職 業 (詳細に)	
本 人 と の 関 係	
在 留 資 格 (日本に在住する外国籍の者のみ)	

日付： 年 月 日

署名：



※保証人は、当該学生が所定の課程を修了するまでの学費及び生活費等を保証することのできる者であること。





# 経 費 支 弁 書

日本国法務大臣 殿

氏 名 \_\_\_\_\_  
 性 別 男 ・ 女 \_\_\_\_\_  
 生 年 月 日 \_\_\_\_\_  
 (西 曆) 年 月 日生  
 国 籍 \_\_\_\_\_

私は、このたび上記の者が日本国に在留中の経費支弁者になりましたので、下記のとおり経費支弁の引受け経緯を説明するとともに経費支弁について誓約します。

記

1. 経費支弁の引受経緯（申請者の経費支弁を引き受けた経緯及び申請者との関係について具体的に記載してください。）

.....  
 .....  
 .....

2. 経費支弁内容

私 \_\_\_\_\_ は、上記の者の日本国滞在について、下記のとおり経費支弁することを誓約します。

記

(1) 学 費 年間 600,000 円

(2) 生 活 費 月額 \_\_\_\_\_ 円

(3) 支 弁 方 法 (送金・振込み等支弁方法を具体的に書いてください。)

.....  
 .....  
 .....

経費支弁者 \_\_\_\_\_ 年 月 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 (署名) \_\_\_\_\_ 印

学生との関係 \_\_\_\_\_

(注) 経費支弁者が自筆で記入の上、署名及び捺印すること。日本語以外で記入する場合は、日本語訳を必ず添付すること。



# 出願資格審査申請書

年 月 日

朝日大学学長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

このたび、朝日大学大学院法学研究科の入学試験を受験するにあたり、  
下記のとおり出願資格審査を申請します。

記

1. 主 専 攻 科 目 \_\_\_\_\_

2. 提 出 書 類

- (1)履 歴 書
- (2)最終学歴の卒業（修了）証明書（見込を含む。）
- (3)最終学歴の成績証明書
- (4)研 究 計 画 書
- (5)学位を有する者と同等以上の学力があることが証明できる書類（3部）

(注) 主専攻科目(入学後に研究指導を受けようとする科目)は、学生募集要項の  
2ページの「5. 専攻科目」を参照してください。



# 研 究 計 画 書

受験番号	※	氏 名	主専攻科目
研究課題	研究計画の概要（研究目的、研究方法等について2,000字程度で記述してください。）		

キ  
リ  
ト  
リ  
線

(注) ※の欄の記入はしないでください。  
記入欄が不足する場合は、裏面に記入してください。



■試験場〔朝日大学〕

所在地：岐阜県瑞穂市穂積 1851

交通機関

- ・JR東海道本線 穂積駅下車 (名古屋駅から特別快速・新快速で24分)、朝日大学スクールバスで約5分
- ・JR東海道新幹線 岐阜羽島駅下車、車で約20分
- ・自家用車 名神・岐阜羽島ICから約20分 (岐阜県庁から西へ約5分)  
名神・大垣ICから約30分

【問い合わせ】

朝日大学学事二課大学院法学研究科係

電話 058(329)1079 (ダイヤルイン)

平日 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

